

第 6 号議案 学会規約一部改正

情報ネットワーク法学会規約第 11 条第 1 項を以下、下線部のとおり改正する。

「第 11 条（理事及び理事会）

1. 理事は、個人会員のうち選任（再任時には、前期選任）の年 1 月 1 日現在の満年齢が 25 歳以上 40 歳未満の者から 2 名以上、40 歳以上 50 歳未満の者から 4 名以上、50 歳以上 65 歳未満の者から 2 名以上、計 10 名、並びに団体会員から指名された者から 3 名、合計 13 名を総会において選任する。総会に提出する理事候補者名簿は、副理事長（運営担当）が作成する。」

理由：

現規定では、新任の理事候補については、たとえば、38 歳～39 歳、48 歳～49 歳の場合、再任時に年齢枠が変わることとなり、変更先枠の候補次第では、理事として再任が望ましい場合にも退任を余儀なくされることが有り得る。逆にその事態を考慮すると新任の理事候補選定時の選択肢を狭めることにもなる。理事候補の選択肢を広く確保し、新任の理事が再任時の年齢枠の変更の有無により再任可能性が異なることを回避するため、再任時の年齢枠所属は、新任 1 年目のものとしたい。

以 上